

平成18年事企法—668 新旧対照表（平成30年事企法—29関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
<p>1 人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）（以下「規則1—34」という。）第3条の人事院が定める人事管理文書（規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。</p>				<p>1 人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）（以下「規則1—34」という。）第3条の人事院が定める人事管理文書（規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。</p>			
人事管理文書の区分		基準日	保存期間	人事管理文書の区分		基準日	保存期間
人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企—532）	（略）	（略）	（略）	人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企—532）	（略）	（略）	（略）
給実甲第1243号（給与法附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されることが	<u>通知書等の写し</u>	<u>通知した日</u>	<u>5年</u>	（新設）			

なくなるこ とに伴う職 員に対する 通知につ いて)							
給実甲第1 244号(平 成26年改 正法附則 第7条の規 定による俸 給が支給さ れなくなる ことに伴う 職員に対す る通知につ いて)	通知書等の写し	通知した 日	5年	(新設)			
給実甲第1 245号(平 成30年4 月1日にお ける号俸の 調整の運用 について)	その他の事項の 通知書等の写し	通知した 日	5年	(新設)			
(削る)				給実甲第2 8号(一般 職の職員の 給与に關す る法律の運 用方針)	附則第8項関係 の通知書等の写 し	通知した 日	5年
(削る)				給実甲第1 230号(平 成29年改 正法の施	通知書等の写し	通知した 日	5年

				行に伴い平成26年改正法附則第7条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第327号(免許所有者の経験年数の取扱いについて)	(略)	(略)	(略)	給実甲第327号(免許所有者の経験年数の取扱いについて)	(略)	(略)	(略)
(削る)				給実甲第1013号(人事院規則9-8-57(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)の運用について)	その他の記録の文書等	作成の日	10年
				人事院規則9-8-57(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)の運用について)	その他の通知の文書等の写し	通知した日	5年
(削る)				給実甲第1096号(人事院規則	第1項又は第2項の承認に関する文書等	取得の日	5年

				1-54附 則第2条の 「人事院が 定める職員 」及び「人 事院が定め る額」につ いて)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第1 078号(本 府省業務 調整手当 の運用につ いて)	(略)	(略)	(略)	給実甲第1 078号(本 府省業務 調整手当 の運用につ いて)	(略)	(略)	(略)
(削る)				給実甲第1 181号(人 事院規則 9-139(平 成26年改 正法附則 第7条の 規定による 俸給)の運 用について)	その他の事項第 2項の調書等 第3条関係第2 項若しくは第3 項第4号又は第 4条関係第2項 の承認に関する 文書等	作成の日	10年
					その他の事項第 1項の通知書等 の写し	通知した 日	5年
(削る)				給実甲第1 200号(人 事院規則 9-141(平 成27年勸 告改正法 の施行に 伴う給与 の支給等 の特	その他の事項の 承認に関する文 書等	取得の日	5年

				例) の運用 について)			
(削る)				給実甲第1 219号(人事院規則 9-142 (平成28 年改正法の 施行に伴う 給与の支給 等の特例) の運用につ いて)	第4条関係第2 項の協議に關す る文書等 その他の事項の 承認に關する文 書等	取得の日	5年
(削る)				給実甲第1 231号(人事院規則 9-143 (平成29 年改正法の 施行に伴う 給与の支給 等の特例) の運用につ いて)	第4条関係第2 項の協議に關す る文書等 その他の事項の 承認に關する文 書等	取得の日	5年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2・3	(略)			2・3	(略)		